

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段「ワイシャツ御仕立券」「紳士服お仕立券」の払い戻しのお知らせ

平成29年11月30日に取扱いを終了いたしました、当社発行の前払式支払手段である「ワイシャツ御仕立券」と「紳士服お仕立券」について、下記の通り未使用残高の払い戻しをいたしますので、お申出期間内にお申し出くださいますようお願いいたします。

記

1. 払い戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社 丸広百貨店

2. 払い戻しの対象となる前払式支払手段の種類

- ・ワイシャツ御仕立券（4,000円券、5,000円券、6,000円券、8,000円券）
- ・紳士服お仕立て券（30,000円券）

3. 払い戻しのお申し出期間

平成29年12月1日（金）から平成30年2月28日（水）まで

※お取扱い時間は各店の営業時間内となります。

※当該お申出期間内にお申出いただけなかった場合は、当該払い戻しの手続きから排斥されますので、ご注意ください。

4. お申し出の方法

当社川越店・上尾店・入間店いずれかの紳士服売場に「ワイシャツ御仕立券」または「紳士服お仕立て券」をお持ちください。

※遠方などの理由でご来店が難しい場合は、下記お問い合わせ先にご相談下さい。

5. 払い戻しの方法

お申し出いただきました各売場におきまして、「ワイシャツ御仕立券」または「紳士服お仕立て券」と引き換えに、未使用残高全額（手数料なし）を現金にて払い戻しいたします。

※払い戻しは、それぞれのお仕立て券のみとなり、生地代は払い戻しの対象外とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

6. 払い戻しに関するお問い合わせ先

- ・まるひろ川越店 4階紳士服売場 ☎049-224-1111（大代表）
- ・まるひろ上尾店 4階紳士服売場 ☎048-777-1111（代表）
- ・まるひろ入間店 3階紳士服売場 ☎04-2963-1111（代表）

平成29年12月1日

埼玉県川越市新富町二丁目6番地1

株式会社 丸広百貨店